

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

東 京 電 力 株 式 会 社

取締役会長 敷 土 文 夫

## 第91回定時株主総会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日おさしつかえの場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご覧いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 〔電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合〕

38ページの「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時  
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールA

### 3. 会議の目的事項

#### 報 告 事 項

平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

## 決議事項

### ＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

第1号議案 吸収分割契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役12名選任の件

### ＜株主提案（第4号議案から第7号議案まで）＞

第4号議案 定款一部変更の件（1）

第5号議案 定款一部変更の件（2）

第6号議案 定款一部変更の件（3）

第7号議案 定款一部変更の件（4）

### ＜株主提案（第8号議案から第18号議案まで）＞

第8号議案 定款一部変更の件（5）

第9号議案 定款一部変更の件（6）

第10号議案 定款一部変更の件（7）

第11号議案 定款一部変更の件（8）

第12号議案 定款一部変更の件（9）

第13号議案 定款一部変更の件（10）

第14号議案 定款一部変更の件（11）

第15号議案 定款一部変更の件（12）

第16号議案 定款一部変更の件（13）

第17号議案 定款一部変更の件（14）

第18号議案 定款一部変更の件（15）

上記各号議案の内容等は、後記の株主総会参考書類に記載してあります。

## 4. 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は電磁的方法による行使を、電磁的方法により複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権の行使を委任できる代理人は、当社が代理権を証明する書面の提出を受けた、議決権を有する株主さま1名に限らせていただきます。
  2. 招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査報告及び監査報告は、別添の「平成26年度報告書」のとおりであります。ただし、以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.tepco.co.jp/ir/soukai/soukai-j.html>）に掲載しておりますので、「平成26年度報告書」には記載していません。  
①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
  3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.tepco.co.jp/ir/soukai/syusei-j.html>）等でお知らせいたします。

# 株主総会参考書類

## <会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

### 第1号議案 吸収分割契約承認の件

#### 1. 吸収分割を行う理由

わが国の電力市場は、節電や省エネルギーの進展等により電力需要が減少するなか、平成28年4月には小売市場の全面自由化、平成32年には送配電部門の法的分離が予定されるなど、大きな変革期を迎えつつあります。

このような環境において、当社が引き続き福島原子力事故の責任を果たすとともに、お客さまに低廉な電気を安定的にお届けしていくためには、各事業部門がそれぞれの特性に応じた最適な事業戦略を適用し、東京電力グループ全体の企業価値向上に取り組むことが不可欠であります。

具体的には、燃料・火力発電事業部門は、中部電力株式会社との包括的アライアンスをはじめ、燃料上流から発電までのサプライチェーン全体において事業構造の抜本的見直しに踏み込み、世界とダイナミックに渡り合えるエネルギー事業者への変革をめざしてまいります。

送配電事業部門は、今後とも電力供給の信頼度を確保したうえで、国内トップの低廉な託送原価を実現するとともに、事業運営の中立・公平性を向上しつつ、送配電ネットワーク利便性向上、運用の最効率化、他電力との協調等を推進してまいります。

小売電気事業部門は、お客さまの立場に立った効率的なエネルギー消費を軸とした商品・サービスや、電力・ガスのワンストップサービスを、他社とのアライアンスを活用しつつ、全国のお客さまへ提案・提供してまいります。

当社は、これらの戦略を実現し、自由化後の新たな事業環境に柔軟かつ迅速に適應できるよう、「責任と競争」の両立を基本に、電力システム改革の第2段階としてライセンス制が導入される平成28年4月を目途に、他の電力会社に先駆けて3つの事業部門を分社化し、ホールディングカンパニー制に移行することといたします。

ホールディングカンパニー制移行後は、持株会社が賠償、廃炉、復興推進等に責任を持って取り組むとともに、グループ全体の経営戦略の策定や経営資源の最適配分等を行うことで、効率的な事業運営と競争力の強化に努めてまいります。

当社は、こうした事業運営体制の構築を通じ、持続的な再生に向けた収益基盤を確立し、東京電力グループ全体として福島原子力事故の責任を全うするとともに、福島復興に向けた原資の創出とグループ全体の企業価値の向上をめざしてまいります。

以上の目的のため、当社は、平成28年4月1日（予定）をもって、燃料・火力発電事業、

送配電事業及び小売電気事業の３つの事業を、それぞれ吸収分割の方法により当社の１００％子会社に承継させるものであります。具体的には、当社が営む火力発電事業（離島におけるものを除きます。）、火力発電に係る燃料調達事業・資源開発事業・蒸気供給事業及びこれらに対する投資事業に関して有する権利義務を東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社（以下「燃料・火力準備会社」といいます。）に、一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業に関して有する権利義務を東京電力送配電事業分割準備株式会社に、小売電気事業、ガス事業、蒸気供給事業（火力発電に係るものを除きます。）、エネルギー設備サービス事業及びインターネットサービス事業に関して有する権利義務を東京電力小売電気事業分割準備株式会社（以下「小売準備会社」といいます。）に、それぞれ承継させる吸収分割を実施いたします。

本議案は、このうち、東京電力送配電事業分割準備株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）への吸収分割（以下「本件分割」といいます。）に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）についてご承認をお願いするものであります。

なお、燃料・火力準備会社及び小売準備会社への吸収分割につきましては、会社法第７８４条第２項の規定に基づき、当社の株主総会の承認を経ずに行う予定であります。本議案が原案のとおり承認可決されることを効力発生の条件としております。

## ２．本吸収分割契約の内容の概要

### 吸収分割契約書

東京電力株式会社（以下「甲」という。）と東京電力送配電事業分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第１条（吸収分割）

甲は、本件分割により、甲が営む一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業（以下これらを「本件事業」という。）に関する第４条第１項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

## 第2条（商号及び住所）

本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。

### (1) 甲（吸収分割会社）

商号：東京電力株式会社（次条に定める効力発生日付で「東京電力ホールディングス株式会社」に商号変更予定）

住所：東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

### (2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：東京電力送配電事業分割準備株式会社

住所：東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

## 第3条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成28年4月1日とする。但し、本件分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

## 第4条（承継する権利義務等）

1. 本件分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
2. 前項に基づく甲から乙への債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

## 第5条（本件分割の対価）

乙は、本件分割に際して普通株式4,660万株を発行し、そのすべてを甲に対して割当て交付する。

## 第6条（乙の資本金及び準備金の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

### (1) 資本金

本件分割により増加する資本金の額は、金799億9,500万円とする。

### (2) 資本準備金

本件分割により増加する資本準備金の額は、金199億9,500万円とする。

### (3) 利益準備金

本件分割により利益準備金の額は増加しない。

第7条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本件分割に関連する事項について、それぞれ株主総会の承認を求めるものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し競業避止義務を負わない。

第9条（本契約の変更・解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更を生じたとき、その他必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、第7条に定める承認が効力発生日の前日までに得られなかったとき、又は法令に定める関係官庁等の承認が効力発生日までに得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年5月1日

甲 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号  
東京電力株式会社  
代表執行役社長 廣瀬 直己 ㊞

乙 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号  
東京電力送配電事業分割準備株式会社  
代表取締役社長 武部 俊郎 ㊞

(別紙)

## 承継対象権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は次のとおりとする。なお、承継する資産及び債務については、平成27年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除して確定する。

### 1. 承継する資産

#### (1) 固定資産

- ① 本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産（但し、本件事業のみに属するソフトウェア以外のソフトウェア及び本件事業のみに属する著作権以外の知的財産権を除く。）及び投資その他の資産
- ② 本件事業とそれ以外の事業で共同して利用している社宅の土地・建物及び通信設備
- ③ 甲の本店、支社等の事業所（但し、発電所（離島に存するものを除く。）構内の事業所を除く。）、総合研修センター及び経営技術戦略研究所の土地・建物並びにデータセンターの土地
- ④ 一般送配電事業のために設定されている地役権の要役地（但し、福島第一原子力発電所の土地を除く。）
- ⑤ 株式会社アット東京、株式会社関電工及び株式会社東光高岳等の本件事業に関連する関係会社の株式

#### (2) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、売掛金、諸未収入金、貯蔵品その他の流動資産

### 2. 承継する債務

#### (1) 固定負債

本件事業に属する退職給付引当金その他の固定負債（但し、社債及び借入金に関する固定負債を除く。）

#### (2) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、未払税金、預り金、諸前受金その他の流動負債（但し、社債、借入金及び関係会社からの預り金に関する流動負債を除く。）



### 3. 承継する雇用契約

効力発生日において甲に在籍している，本件事業，水力発電事業（水力発電所の保守・制御業務に限る。）及び小売電気事業（電気供給約款及び選択約款に係る現業営業業務（但し，債権回収に向けた交渉業務及び電話受付業務を除く。）に限る。）に従事する従業員（但し，特別管理職を除き，甲の子会社その他の企業・団体等への出向・派遣者，嘱託・パートタイマー及び社外からの出向・派遣者を含む。）に係る雇用契約上の地位及びこれに付随する権利義務

### 4. 承継する契約上の地位及び権利義務

#### (1) 雇用契約以外の契約

本件事業に属する賃貸借，業務受委託，請負，リースその他本件事業に属する一切の契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務（上記1. 及び2. により乙に承継されることとなる資産又は債務に係る契約におけるものを含む。）並びに本件事業とそれ以外の事業で共同して利用している事業所及びデータセンターに係る賃貸借契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務。但し，次の各号に係るものを除く。

- ① 上記1. 及び2. により乙に承継されない資産又は債務に係る契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務
- ② 甲の関係会社等に対する貸付に係る契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務
- ③ 甲が関係会社等のために負担する保証債務に係る契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務

#### (2) 許認可等

甲が効力発生日において本件事業に関連して保有している許可，認可，承認，登録及び届出等のうち，甲から乙への承継が法令及び条例上可能であるもの

### 5. その他

承継対象権利義務のうち，本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については，必要に応じて甲乙協議のうえ，承継対象権利義務から除外することができる。

以 上



### 3. 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数並びに吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

#### (1) 株式の数の相当性

吸収分割承継会社は、本件分割に際して、普通株式4,660万株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、吸収分割承継会社が当社の100%子会社であり、また、本件分割に際して吸収分割承継会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社及び吸収分割承継会社が協議のうえ決定したものであり、相当であると判断しております。

#### (2) 資本金及び準備金の額の相当性

吸収分割承継会社が本件分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本件分割後における吸収分割承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

|       |           |
|-------|-----------|
| 資本金   | 79,995百万円 |
| 資本準備金 | 19,995百万円 |
| 利益準備金 | 0円        |

### 4. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

#### 貸借対照表

平成27年4月1日現在

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 |     | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 |     |
|---------|-----|-------------------|-----|
| 科 目     | 金 額 | 科 目               | 金 額 |
| (資産の部)  |     | (純資産の部)           |     |
| 流動資産    | 10  | 株主資本              | 10  |
| 現金及び預金  | 10  | 資本金               | 5   |
|         |     | 資本剰余金             | 5   |
|         |     | 資本準備金             | 5   |
| 資産合計    | 10  | 負債純資産合計           | 10  |

5. 吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分，重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象  
該当事項はありません。

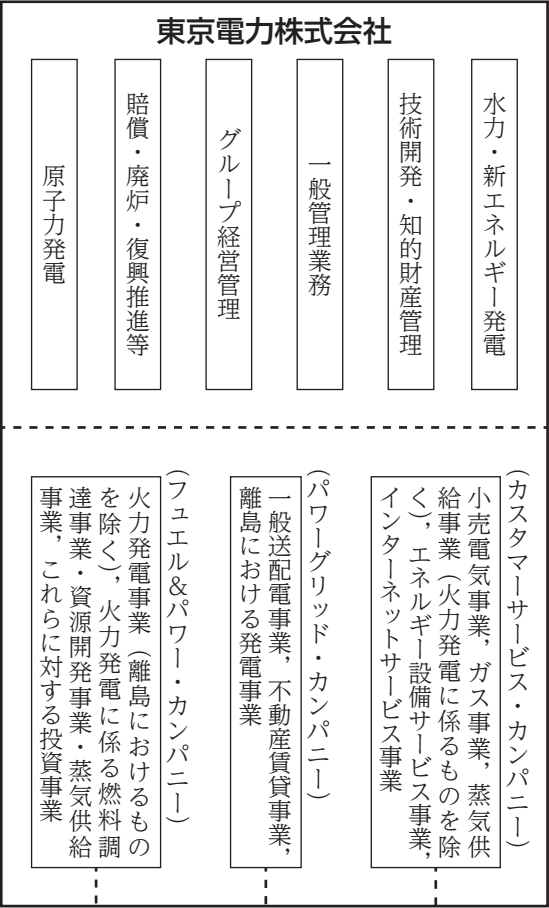
6. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分，重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は，平成27年4月28日，燃料・火力準備会社との間で，同年6月30日を効力発生日として，当社が営む火力発電に係る燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業に関して有する権利義務を燃料・火力準備会社に承継させる吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

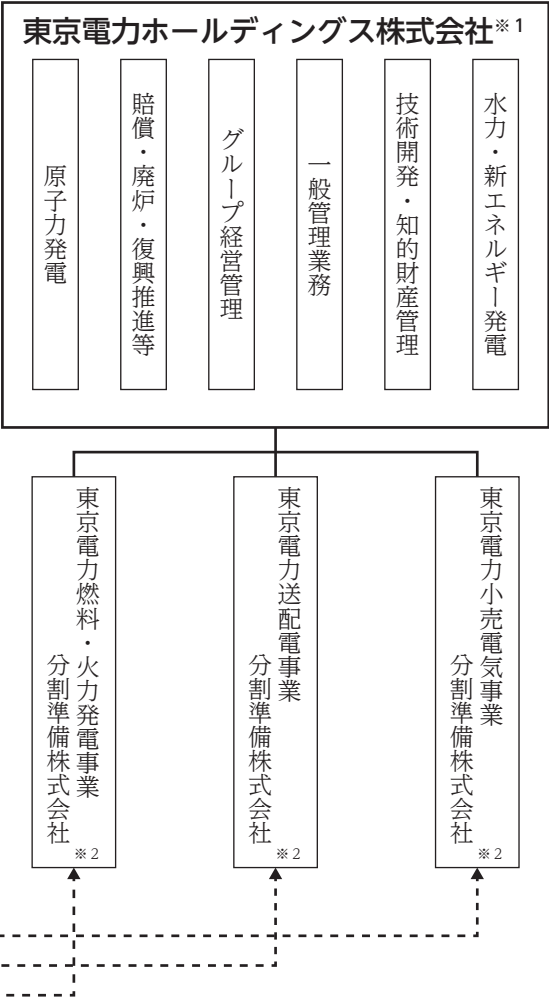
また，当社は，平成27年5月1日，燃料・火力準備会社及び小売準備会社との間で，上記1. に記載の吸収分割に係る吸収分割契約をそれぞれ締結いたしました。

(参考) ホールディングカンパニー制移行後のグループ体制

<現在>



<平成28年4月1日(予定)より>



※1 第2号議案をご承認いただき、平成28年4月1日付で「東京電力株式会社」から商号を変更することを予定しております。

※2 平成28年4月1日付で各社の商号変更を予定しております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、第1号議案に記載のとおり、平成28年4月1日(予定)をもって、吸収分割の方法により当社が営む燃料・火力発電事業、送配電事業及び小売電気事業を当社の100%子会社3社にそれぞれ承継させ、ホールディングカンパニー制に移行し、持株会社となることとしております。これに伴い、以下の内容について変更を行うものであります。
- ①商号(第1条)を変更するとともに、今後の事業展開も見据え、目的(第2条)を変更するものであります。なお、これらの変更につきましては、第1号議案が原案のとおり承認可決され、当該議案に係る吸収分割の効力が発生することを条件といたします。
- ②取締役会の監督機能を一層強化するため、取締役の定員(第21条)を変更し、11名から13名に増員するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、同法の規定に沿って機関(第4条)の用語や別紙1及び別紙2における引用条文を変更するとともに、責任限定契約を締結できる対象者の範囲が拡大したことから、当該契約に関する規定(第29条第2項)の変更を行うものであります。なお、変更案のうち第29条第2項につきましては、各監査委員の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (商 号)<br>第1条 当社は、東京電力株式会社と称し、英文では、 <u>Tokyo Electric Power Company, Incorporated</u> と表示する。 | (商 号)<br>第1条 当社は、 <u>東京電力ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Tokyo Electric Power Company Holdings, Incorporated</u> と表示する。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目 的)</p> <p><b>第2条</b> 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気事業</li> <li>2. <u>電気機械器具の製造及び販売</u></li> <li>3. <u>熱供給事業</u></li> <li>4. <u>蓄熱式空調・給湯装置その他の電力需要平準化又は電気の効率利用に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転及び保守</u></li> <li>5. <u>ガス供給事業</u></li> <li>6. エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買及び輸送</li> <li>7. 電気通信事業、放送業、情報処理・情報提供サービス業及び広告業</li> <li>8. 不動産の売買、賃貸借及び管理並びに倉庫業</li> <li>9. 建築工事・土木工事・都市開発・地域開発に関する企画、設計、監理、施工及び請負</li> <li>10. 宿泊施設及びスポーツ施設の経営</li> <li>11. 介護サービス事業及び労働者派遣事業</li> <li>12. 金銭の貸付、債権の売買その他の金融業</li> <li>13. 損害保険業及び損害保険代理業</li> <li>14. 廃棄物の処理及び再生利用</li> </ol> | <p>(目 的)</p> <p><b>第2条</b> 本会社は、次の事業を営むこと<u>及び</u><br/> <u>次の事業を営む会社、組合その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. &lt;現行どおり&gt;</li> <li>2. <u>ガス事業</u></li> <li>3. <u>エネルギー関連の設備及び機械器具の製造、販売、リース、設置、運転及び保守</u></li> <li>4. <u>熱供給事業</u></li> <li>5. &lt;削 除&gt;<br/>&lt;現行どおり&gt;</li> <li>6. &lt;現行どおり&gt;</li> <li>7. &lt;現行どおり&gt;</li> <li>8. &lt;現行どおり&gt;</li> <li>9. &lt;現行どおり&gt;</li> <li>10. &lt;現行どおり&gt;</li> <li>11. &lt;現行どおり&gt;</li> <li>12. &lt;現行どおり&gt;</li> <li>13. &lt;現行どおり&gt;</li> </ol> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>15. 前各号の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウ・情報の販売</p> <p>16. 前各号に附帯関連する事業</p> <p><b>(機 関)</b></p> <p><b>第4条</b> 本会社は、<u>委員会設置会社</u>として株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</li> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p><b>(定 員)</b></p> <p><b>第21条</b> 本会社の取締役は<u>11</u>名以内とする。</p> <p><b>(取締役の責任免除)</b></p> <p><b>第29条</b> 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、その<u>社外取締役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その<u>社外取締役</u>の同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</p> | <p>14. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>15. &lt;現行どおり&gt;</p> <p><b>(機 関)</b></p> <p><b>第4条</b> 本会社は、<u>指名委員会等設置会社</u>として株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. &lt;現行どおり&gt;</li> <li>2. &lt;現行どおり&gt;</li> <li>3. &lt;現行どおり&gt;</li> </ol> <p><b>(定 員)</b></p> <p><b>第21条</b> 本会社の取締役は<u>13</u>名以内とする。</p> <p><b>(取締役の責任免除)</b></p> <p><b>第29条</b> &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その<u>取締役</u>の同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>別紙 1</p> <p>A種優先株式の内容</p> <p>1. 剰余金の配当</p> <p>(5) 非参加条項</p> <p>A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>4. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1) 普通株式対価取得請求権</p> <p>＜第一段落及び第二段落条文省略＞</p> <p>「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。</p> <p>＜以下条文省略＞</p> | <p>別紙 1</p> <p>A種優先株式の内容</p> <p>1. 剰余金の配当</p> <p>(5) 非参加条項</p> <p>A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>4. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1) 普通株式対価取得請求権</p> <p>＜現行どおり＞</p> <p>「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。</p> <p>＜現行どおり＞</p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>別紙 2</p> <p>B種優先株式の内容</p> <p>1. 剰余金の配当</p> <p>(5) 非参加条項</p> <p>B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>4. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1) 普通株式対価取得請求権</p> <p>＜第一段落及び第二段落条文省略＞</p> <p>「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。</p> <p>＜以下条文省略＞</p> | <p>別紙 2</p> <p>B種優先株式の内容</p> <p>1. 剰余金の配当</p> <p>(5) 非参加条項</p> <p>B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>4. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1) 普通株式対価取得請求権</p> <p>＜現行どおり＞</p> <p>「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。</p> <p>＜現行どおり＞</p> |

### 第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員の任期が本総会終結の時をもって満了いたしますので、指名委員会の決定に基づき、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

(五十音順)

| 候補者<br>番号 | 氏 名                                         | 現在の当社における地位及び担当                                                |
|-----------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 1         | あね 姉 川 たか 尚 史 再任                            | 取締役，常務執行役（原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長）                   |
| 2         | くに 國 い 井 ひで 子 再任 社外取締役候補者<br>独立役員候補者        | 取締役（報酬委員長）                                                     |
| 3         | さ の とし ひろ 佐 野 敏 弘 再任                        | 取締役，代表執行役副社長（業務全般 フェエル<br>& パワー・カンパニー・プレジデント）                  |
| 4         | す ど ふみ お 数 土 文 夫 再任 社外取締役候補者<br>独立役員候補者     | 取締役会長（指名委員長，監査委員，報酬委員）                                         |
| 5         | す どう まさ ひこ 須 藤 正 彦 再任 社外取締役候補者<br>独立役員候補者   | 取締役（監査委員）                                                      |
| 6         | たけ 武 部 とし ろう 俊 郎 新任                         | 常務執行役（パワーグリッド・カンパニー・プレ<br>ジデント）                                |
| 7         | にし やま けい た 西 山 圭 太 新任                       | 執行役（会長補佐兼経営企画本部担当（共同））                                         |
| 8         | は せ がわ やす ちか 長谷川 閑 史 新任 社外取締役候補者<br>独立役員候補者 |                                                                |
| 9         | ひろ せ なお み 廣 瀬 直 己 再任                        | 取締役（指名委員），代表執行役社長（経営企画<br>本部長兼原子力改革特別タスクフォース長兼新成<br>長タスクフォース長） |
| 10        | ふじ もり よし あき 藤 森 義 明 再任 社外取締役候補者<br>独立役員候補者  | 取締役（報酬委員）                                                      |
| 11        | ます だ ひろ や 増 田 寛 也 再任 社外取締役候補者<br>独立役員候補者    | 取締役（指名委員）                                                      |
| 12        | ます だ ゆう じ 増 田 祐 治 新任                        | 参与                                                             |

(注) 独立役員候補者：株式会社東京証券取引所の定める独立役員の候補者

1. あね がつ たか ふみ  
姉 川 尚 史 (昭和32年4月11日生)

再任

所有する当社  
普通株式の数

6,526 株

略歴及び地位

昭和58年4月 当社入社  
平成16年10月 当社技術開発研究所電動推進グループマネージャー  
平成23年7月 当社原子力設備管理部部長代理兼技術開発研究所  
平成23年12月 当社原子力設備管理部部長兼技術開発研究所  
平成24年9月 当社原子力設備管理部部長兼技術開発研究所兼原子力改  
革特別タスクフォース事務局長  
平成25年6月 当社常務執行役  
平成26年6月 当社取締役、常務執行役 (現在にいたる)



2. くに い ひで こ  
國 井 秀 子 (昭和22年12月13日生)

再任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

所有する当社  
普通株式の数

1,032 株

略歴及び地位

平成17年6月 株式会社リコー常務執行役員  
平成20年4月 株式会社リコーグループ執行役員  
平成20年4月 リコーソフトウエア株式会社(現リコーITソリューションズ株式会社)取締役会長 (平成25年3月まで)  
平成21年4月 株式会社リコー理事 (平成25年3月まで)  
平成24年4月 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授  
(現在にいたる)  
平成25年4月 芝浦工業大学学長補佐 (現在にいたる)  
平成25年10月 芝浦工業大学男女共同参画推進室長 (現在にいたる)  
平成26年6月 当社取締役 (現在にいたる)



重要な兼職の状況

芝浦工業大学学長補佐兼大学院工学マネジメント研究科教授兼男女共同参画推進室長  
本田技研工業株式会社社外取締役

社外取締役候補者の選任理由等

國井秀子氏は、リコーITソリューションズ株式会社の会長を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

### 3. 佐野 敏 弘 (昭和27年9月10日生)

再任

所有する当社  
普通株式の数

8,100 株

#### 略歴及び地位

昭和52年4月 当社入社  
平成21年6月 当社執行役員火力部長  
平成23年6月 当社常務取締役  
平成24年6月 当社常務執行役  
平成26年6月 当社取締役、代表執行役副社長 (現在にいたる)

#### 重要な兼職の状況

鹿島共同火力株式会社代表取締役会長 (注1)



### 4. 数土 文 夫 (昭和16年3月3日生)

再任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

所有する当社  
普通株式の数

0 株

#### 略歴及び地位

平成17年4月 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社代表取締役社長  
平成22年4月 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社取締役  
平成22年6月 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社相談役  
平成23年4月 日本放送協会経営委員会委員長 (平成24年5月まで)  
平成24年6月 当社取締役  
平成26年4月 当社取締役会長 (現在にいたる)  
平成26年7月 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社特別顧問 (現在にいたる)

#### 重要な兼職の状況

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社特別顧問  
大成建設株式会社社外取締役  
株式会社LIXILグループ社外取締役  
武田薬品工業株式会社社外取締役

#### 社外取締役候補者の選任理由等

数土文夫氏は、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の社長を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。



## 5. 須藤 正彦 (昭和17年12月27日生)

再任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

所有する当社  
普通株式の数

0 株

### 略歴及び地位

昭和45年4月 弁護士 (平成21年12月まで)  
平成10年8月 日本ベリサイン株式会社 (現合同会社シマンテック・  
ウェブサイトセキュリティ) 社外監査役  
(平成21年12月まで)  
平成20年7月 株式会社足利ホールディングス社外取締役  
(平成21年12月まで)  
平成21年12月 最高裁判所判事 (平成24年12月まで)  
平成25年1月 弁護士 (現在にいたる)  
平成26年6月 当社取締役 (現在にいたる)



### 重要な兼職の状況

弁護士

### 社外取締役候補者の選任理由等

須藤正彦氏は、弁護士であり、最高裁判所判事を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることに加え、社外監査役等を務め企業監査に多様な経験を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

## 6. 武部 俊郎 (昭和31年9月16日生)

新任

所有する当社  
普通株式の数

15,482 株

### 略歴及び地位

昭和54年4月 当社入社  
平成21年6月 当社執行役員工務部長  
平成22年6月 当社執行役員栃木支店長  
平成24年6月 当社常務執行役 (現在にいたる)



7. <sup>にし</sup>西 <sup>やま</sup>山 <sup>けい</sup>圭 <sup>た</sup>太 (昭和38年1月11日生)

新任

所有する当社  
普通株式の数

0 株

**略歴及び地位**

平成21年7月 株式会社産業革新機構執行役員  
平成23年6月 内閣官房東京電力経営・財務調査タスクフォース事務局事務局長 (平成23年10月まで)  
平成24年6月 株式会社産業革新機構専務執行役員  
平成24年7月 経済産業省大臣官房審議官 (経済社会政策担当)  
平成25年6月 経済産業省大臣官房審議官 (経済産業政策局担当)  
平成26年7月 経済産業省大臣官房付  
平成26年7月 原子力損害賠償支援機構 (現原子力損害賠償・廃炉等支援機構。以下同じ) 連絡調整室次長 (現在にいたる)  
平成26年7月 当社執行役 (現在にいたる)



**重要な兼職の状況**

原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室次長

8. <sup>は</sup>長 <sup>せ</sup>谷 <sup>が</sup>川 <sup>やす</sup>閑 <sup>ちか</sup>史 (昭和21年6月19日生)

新任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

所有する当社  
普通株式の数

0 株

**略歴及び地位**

平成15年6月 武田薬品工業株式会社代表取締役社長  
平成23年4月 公益社団法人経済同友会代表幹事 (平成27年4月まで)  
平成26年6月 武田薬品工業株式会社代表取締役会長 (現在にいたる)



**重要な兼職の状況**

武田薬品工業株式会社代表取締役会長

**社外取締役候補者の選任理由等**

長谷川閑史氏は、武田薬品工業株式会社の社長、会長を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。



9. ひろ せ なお み  
廣 瀬 直 己 (昭和28年2月1日生)

再任

所有する当社  
普通株式の数 20,027 株

略歴及び地位

昭和51年4月 当社入社  
平成20年6月 当社執行役員神奈川支店長  
平成22年6月 当社常務取締役  
平成24年6月 当社取締役、代表執行役社長 (現在にいたる)



10. ふじ もり よし あき  
藤 森 義 明 (昭和26年7月3日生)

再任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

所有する当社  
普通株式の数 21,945 株

略歴及び地位

平成13年5月 ゼネラル・エレクトリック・カンパニー シニア・バイ  
イス・プレジデント (平成23年6月まで)  
平成20年10月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社 (現日本GE  
株式会社) 代表取締役会長兼社長兼CEO  
平成23年3月 日本GE株式会社代表取締役会長 (平成23年6月まで)  
平成23年6月 株式会社住生活グループ (現株式会社LIXILグル  
ープ。以下同じ) 取締役  
平成23年6月 株式会社LIXIL取締役  
平成23年8月 株式会社住生活グループ取締役代表執行役社長兼CEO  
(現在にいたる)  
平成23年8月 株式会社LIXIL代表取締役社長兼CEO  
(現在にいたる)  
平成24年6月 当社取締役 (現在にいたる)  
平成26年1月 Grace A株式会社代表取締役 (現在にいたる)



重要な兼職の状況

株式会社LIXILグループ取締役代表執行役社長兼CEO  
株式会社LIXIL代表取締役社長兼CEO  
Grace A株式会社代表取締役

社外取締役候補者の選任理由等

藤森義明氏は、ゼネラル・エレクトリック・カンパニーのシニア・バイス・プレジデントや株式会社LIXILグループの社長を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。



11. <sup>ます</sup>増 <sup>だ</sup>田 <sup>ひろ</sup>寛 <sup>や</sup>也 (昭和26年12月20日生)

再任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

所有する当社  
普通株式の数

1,032 株

略歴及び地位

平成 6 年 7 月 建設省(現国土交通省)建設経済局建設業課紛争調整官  
(平成 6 年 12 月まで)  
平成 7 年 4 月 岩手県知事  
(平成 19 年 4 月まで)  
平成 19 年 8 月 総務大臣  
(平成 20 年 9 月まで)  
平成 21 年 4 月 東京大学公共政策大学院客員教授  
(現在にいたる)  
平成 25 年 10 月 原子力損害賠償支援機構運営委員  
(平成 26 年 3 月まで)  
平成 26 年 6 月 当社取締役  
(現在にいたる)



社外取締役候補者の選任理由等

増田寛也氏は、岩手県知事や総務大臣を歴任するなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

12. <sup>ます</sup>増 <sup>だ</sup>田 <sup>ゆう</sup>祐 <sup>じ</sup>治 (昭和32年3月16日生)

新任

所有する当社  
普通株式の数

9,116 株

略歴及び地位

昭和 54 年 4 月 当社入社  
平成 21 年 6 月 当社執行役員総務部長  
平成 22 年 6 月 当社執行役員東京支店長  
平成 24 年 6 月 当社常務執行役  
平成 27 年 4 月 当社参与  
(現在にいたる)



- (注) 1. 当社は、鹿島共同火力株式会社から電気を購入しております。
2. 当社は、國井秀子氏、數土文夫氏、須藤正彦氏、藤森義明氏及び増田寛也氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しております。また、本総会において上記5氏並びに長谷川閑史氏及び増田祐治氏の取締役選任が承認された場合、各氏との間で、上記内容の契約を締結する予定であります。なお、増田祐治氏との契約の締結につきましては、第2号議案(定款一部変更の件)が承認されることを条件といたします。

〔 株主提案に対する取締役会の意見は、第18号議案の後に記載しております。なお、各議案の議案内容及び提案の理由は、原文のまま記載しております。 〕

## <株主提案（第4号議案から第7号議案まで）>

第4号議案から第7号議案までは、株主からのご提案によるものであります。

なお、提案株主（3名）の議決権の数は、303個であります。

### 第4号議案 定款一部変更の件（1）

（原発の早期再稼動）

#### ○議案内容

定款に以下の条文を加える。

「安全性に留意しつつ、原発を早期に再稼動するものとする。」

#### ○提案の理由

原発の停止により電力料金は平成24年9月1日より平均して8.46%も値上がりしている。また、原発の停止により燃料の輸入が拡大したことを一つの原因として円安が進行し、物価高を招いている。このような電力料金の高騰や物価高により、庶民の生活は著しく困窮している。

福島第一原子力発電所の事故を受け、慎重になるのはある程度は理解できるところであるが、同事故からすでに4年を経過しており、いささか慎重にすぎる。

当社は電力の供給という公共性の高い事業を行う事業者であり、かかる公共性にかんがみるならば、庶民生活に十分に配慮し、原発再稼動により電力料金を引き下げるべきである。

また、今後政権与党が電力自由化を進めて行く上でも再稼動が望ましい。

### 第5号議案 定款一部変更の件（2）

（冤罪問題への取り組み姿勢）

#### ○議案内容

定款に以下の条文を加える。

「当社は、従業員及びお客様が利用している鉄道事業者に対して駅構内と電車内に防犯カメラの設置を推進し、ベース電源の安定的な供給先の確保と痴漢冤罪をはじめとする冤罪被害の防止に努める」

#### ○提案の理由

防犯カメラシステムは、カメラやモニターの可動やシステム関連の電源で、季節や昼夜を問わずに電力を必要とする安定的な電力供給先であり、近年では痴漢冤罪事件の無罪判決に防犯カメラの映像が決め手となり、痴漢被害が虚偽や過剰反応であったことなどが証明されて、多くの男性を痴漢冤罪被害から救っている事実がある。

痴漢冤罪問題は、当社の管轄内である首都圏での通勤時における深刻な社会問題でもあり、2012年には経済雑誌の編集長が原発対応に非批判的な報道をしたとたんに痴漢犯人として逮捕されるなど、不可解な事件が発生している。1997年には、当社の従業員が殺害された事件においてネパール人男性が冤罪被害を負った経緯もあるなど当社の取り巻く環境においても冤罪問題が関わっているため、従業員及びお客様を含む当社関係者を冤罪被害から守るよう努めるべきである。

### 第6号議案 定款一部変更の件（3）

（補償部門の分社化）

#### ○議案内容

定款に以下の条文を加える。

「当社は、福島第一原発事故の補償及び廃炉を行う部門と、発電・送電及び小売り営業を行う部門を分社化するものとする。」

#### ○提案の理由

福島第一原発事故による補償や、廃炉費用は当社の大きな負担となっており、配当を行えない原因となっている。

しかし、そもそも原発推進は国策によるものであるし、事故発生当時の総理大臣による介入が被害を拡大させた側面もある。

にもかかわらず、原発事故補償費用や廃炉費用をすべて東京電力ひいてはその利用者が負担するのは疑問である。原発事故の補償は、国の責任において行うべきである。

そうであるならば、補償部門を分社化した上で国有化し、国の責任において補償を確実に行うとともに、送電・発電及び小売り営業部門は安全性や公共性に配慮しつつ営利事業を行うべきである。

## 第7号議案 定款一部変更の件（4）

（株主総会招集通知の早期開示）

### ○議案内容

定款に以下の条文を加える。

「株主総会招集通知は、印刷会社に対して校了した段階で、インターネットで開示するよう努めるものとする。」

### ○提案の理由

株主総会招集通知は、株主総会の2週間前までに発する必要がある。しかし、2週間前では、検討期間として不十分である。

一方、株主総会招集通知の内容は、印刷会社に対して校了した段階で、ほぼ確定している。この後、印刷が終了して、当社に納品され、これを信託銀行に納品し、信託銀行が当社の指定した日に発送をしている。

そうすると、印刷会社に対して校了した段階でインターネットで開示することにより、印刷に要する期間及び信託銀行において保管される期間の分だけ早く、招集通知の内容を知ることができるようになり、株主が議案の賛否を決定するに際して十分な検討期間が確保される。

## <株主提案（第8号議案から第18号議案まで）>

第8号議案から第18号議案までは、株主からのご提案によるものであります。

なお、提案株主（272名）の議決権の数は、2,621個であります。

## 第8号議案 定款一部変更の件（5）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

第△章 原子力発電からの撤退

第×条 我が社は、既存の原子力発電所をすべて停止・廃炉とする。

第×条 我が社は、原子力発電所の増設・新設は行わない。

### ○提案の理由

福島原発震災により我が社は実質破綻した。国の交付金9兆円と資本金1兆円の税金投入で生きながらえているが、今後は**支援機構へ10兆円を返済せねばならない**。

さらに崩れた核燃料、廃炉、汚染水、除染などの事故処理に今後数十年、十数兆円の費用を試算している。放射能に汚染された自然環境は元に戻らず、亡くなった人の命も蘇らない。避難者の損害賠償も不十分、劣悪な仮設住宅暮らしを依然余儀なくされている人も多い。

東電タスクフォースが「安全性よりも稼働率を優先する意識が会社に蔓延していた」ことを事故原因と**反省したにもかかわらず、経営には反映されていない**。柏崎刈羽原発再稼働準備には4,700億円を投入しながら、4年前に計画した遮水壁工事には1,000億円を惜しんだ結果、汚染水による汚染は拡大し続けている。

我が社に原子力をコントロールする能力はない。これ以上の無駄遣いをやめ、**核燃料の貯蔵管理と廃炉に専念すべき**である。

## 第9号議案 定款一部変更の件（6）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第△章 再生可能エネルギー発電の優先利用

第×条 我が社が販売する電力は再生可能エネルギーにより発電したものを最優先に利用する。

### ○提案の理由

再生可能エネルギー発電（以下、再エネ）の固定価格買取制度により、電力会社は再エネの買取が義務付けられ、導入が進んでいる。一方で他電力管内では買取制限という事態も起きている。特に太陽光発電の増加は、特定の時間帯で消費電力を上回る恐れがあるという。

**だがこの試算は原発の全基稼働を前提とした非現実的なもので、時代に逆行する。再エネこそ最優先に利用すべきだ。**再エネにより電力供給量が過剰になった際には、既存の揚水発電所（もともとは、出力調整ができない原発の余った電気を使うために作られた）の有効活用により供給量を調整できる。**我が社の揚水発電の能力は原発約8基分もある。**

来年度より我が社は東北電力や北海道電力管内の再エネを揚水発電を利用して受け入れるというが、これは評価できる。また福島と新潟の原発のための送電線を再エネのために利用する。これらにより原発の廃止に伴う不良資産を減らし、再エネの利用を推進する。

## 第10号議案 定款一部変更の件（7）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

### 第△章 断層上への重要構造物設置禁止

第×条 我が社は、既存の重要構造物をすべて断層上から移動させる。

第×条 移動不能なものについては廃止する。

第×条 新たな設置は断層を避けるものとする。

#### ○提案の理由

これまで、重要構造物が断層上または近傍に設置されていたため、地震による地殻変動等で破壊される事故が発生している。既存の断層を活断層ではないとして、重要構造物を設置するなどは、それが活断層であれば論外だが、断層であっても地盤の変異は生じることがあるので、重要構造物を設置するのは極めて危険なことに変わりはない。

特に原子力発電各設備、火力発電所、水力用ダム、使用済燃料再処理施設、放射性廃棄物処分（貯蔵）所、基幹幹線設備は、直ちに対策すべきである。断層からどれだけ離す必要があるかは、それぞれの設備により異なるので、基準を作る必要がある。また、原発を全て廃止したとしても、廃炉作業において様々な施設、設備も同様に対策をとることが求められる。

**“活”断層であるか否かは原子力等の重要施設設備にとっては本質的な問題ではなく、断層が在ることで十分危険であることを認識しなければならない。**

### 第11号議案 定款一部変更の件（8）

#### ○議案内容

以下の章を新設する。

第△章 六ヶ所再処理工場の再処理契約の破棄と、高レベル放射性廃液の安全管理技術の開発

第×条 我が社は、六ヶ所再処理工場の再処理契約を破棄する。

第×条 我が社は、これまでの再処理により発生した高レベル放射性廃液の安全管理技術の開発のために再処理等引当金を使用する。

#### ○提案の理由

我が社は再処理契約を、東海再処理工場と約223トン、六ヶ所再処理工場と約1万2,082トン結んでいる。東海では再処理が完了、六ヶ所では約156トンが再処理された。再処理の過程で生じる超高濃度の高レベル放射性廃液は、当初ガラス固化し管理貯蔵することとなっていたが、ガラス固化施設の事故・故障により廃液のまま放置されている。

廃液は超高レベルの放射能と発熱のため、絶えず冷温で維持しなければならない。この冷却が大地震・大津波などで途絶すれば、**最悪の場合、福島第一原発4号機の使用済核燃料プ**



ール以上の危機に至り、関東を含む東日本全域の住民が避難の対象となることは必至だ。

現在、東海再処理工場には約430m<sup>3</sup>、六ヶ所再処理工場には約200m<sup>3</sup>の廃液が貯蔵されており、その約3分の1は我が社の分である。今後はこれ以上の再処理契約を破棄し、再処理に掛かる費用を高レベル放射性廃液の安全管理技術の開発に充てることとする。

## 第12号議案 定款一部変更の件（9）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第△章 リサイクル燃料中間貯蔵計画の中止と使用済核燃料の管理

第×条 我が社は、リサイクル燃料貯蔵株式会社（青森県むつ市）での使用済核燃料貯蔵計画を中止する。

第×条 我が社は、使用済核燃料の輸送を行わない。

第×条 これまでに発生した使用済核燃料のための安全な乾式貯蔵方式を開発する。

第×条 これまでに抽出済みの我が社所有のプルトニウムについては、安全な保管方式を研究する。

### ○提案の理由

青森県むつ市に建設中の中間貯蔵施設は、我が社と日本原電が出資比率4対1で建設、当初の事業計画では再処理工場の稼働を前提としていた。即ち全国で発生する使用済核燃料年間約1,000トンに対し六ヶ所再処理工場の年間処理能力800トンを超える分を、30～50年間貯蔵したのち第二再処理工場で再処理するという計画であった。

ところが**六ヶ所再処理工場は22回に上る完工延期をくり返し**、来春とされる操業開始も不確かで、政府は第二工場の計画も示せない。脱原発の世論が多数を占め、**稼働中原発がゼロ、使用済核燃料の年間発生量もゼロの現在**、**我が社の中間貯蔵施設の必要性もゼロ**である。

これまでに発生した使用済核燃料に関しては、既に日本学術会議で、直接処分も視野に入れるべき、という提言がなされている。陸上輸送のできない超危険な放射性物質の輸送を避けるため、まずはそれぞれのサイト内で安全に乾式貯蔵する方式を開発する。

## 第13号議案 定款一部変更の件（10）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第△章 経営リスクを担保する原子力損害保険への加入



第×条 我が社は原子力事故の責任を経済的に担保しなければならない。

第×条 第×条の達成のため、保険金12兆円以上の新たな損害保険に加入する。

第×条 放射性物質拡散を伴う原子力事故が発生した場合は、金融機関、株主等の利害関係者に対する債務よりも、被害者への損害賠償を優先しなければならない。

第×条 第×条の事故が発生した場合は、取締役個人にも被害者に対する損害賠償への協力を要請する。

第×条 第×条の事故が発生した場合は、旧取締役にも損害賠償への協力を要請する。

第×条 第×条の事故を起こした原子力設備のメーカーに対しては、事故処理への無償の協力を要請する。

#### ○提案の理由

福島原発震災では貸付金等の債権放棄で損害を被るはずの金融機関等の代わりに、国民が税金と電気料金から強制的にその負担をさせられている。停止中であっても柏崎刈羽、福島第一、第二原発の核燃料の危険性には変わりはない。特に福島第一原発は依然として東日本壊滅の危機を招く恐れがある。再度事故が起きれば現行制度では今以上に国民の負担が増えるのは必至だ。

しかし、これは**本来原子力事業を営むメーカーを含む原子力関連の事業者が負担すべきものである**。我が社は、原子力施設を保有する以上、損害賠償保険等に参加し経営・事業リスクを担保すべきだ。**我が社は所有するすべての原子力施設を対象とする最低12兆円の新たな原子力損害賠償保険に加入する**。損害保険会社に今回の福島事故の損害額の積算・査定を依頼し、新たな保険の損害見積額の査定も依頼して公表する。

なお、この保険は天災、戦争・紛争・テロ等による免責条項は入れないものとする。

### 第14号議案 定款一部変更の件（11）

#### ○議案内容

以下の章を新設する。

第△章 発電方法別発電コストの公表及び原子力に係る負担額の電気料金明細書への記載

第×条 我が社は、発電方法別の発電コスト及び原子力に係る負担額を公表する。

第×条 電気料金明細書に発電方法別の電源コストを記載する。算出方法は、水力、火力、原子力のそれぞれ過去の累積費用合計（それぞれの特別損失に関する分を含む）をそれぞれ過去の累積発電量で割った実績とする。

第×条 原子力に関しては、電気料金明細書の内訳として、以下の区分別負担額を記載する。

イ、災害損失額（災害損失引当金に計上されている中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の損失、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故処理、福島第二原子力発電所の冷温維持、火力復旧、その他の損失）

ロ、原子力損害賠償額

ハ、廃炉に係る額

ニ、核燃料の再処理に係る額（使用済燃料再処理等引当金及び使用済燃料再処理等準備引当金を含む）

ホ、電源開発促進税

#### ○提案の理由

原発震災を起こした我が社は、**国民に損害賠償などの事故損失を、税金と電気料金で強制的に二重負担させている**が、その内訳も総額も不明である。現在、電気ご使用量のお知らせには、再エネ発電賦課金が記載されているから、同様に原子力関係の負担額を明示することで、消費者に理解を求める。

政府のエネルギー基本計画では、原発は発電コストが安いからベース電源にするとしている。しかし、そのコストに損害賠償、事故処理、汚染水・除染処理費用等を含めているのか。我が社では今後原発ゼロであってもこれらの出費が累積していく。

電力自由化により来年から消費者は電力会社の選択（発電方法の選択）が可能となる。それを前にして、**消費者の選択判断の公平性からも発電方法別のコストを公開することは当然**だ。特に原子力関係は、国民と消費者に負担を強いているのであるから、本当に原発による発電が安いのか詳細に明記すべきである。

### 第15号議案 定款一部変更の件（12）

#### ○議案内容

以下の章を新設する。

第△章 役員・社員による原子力発電所事故の収束と廃炉作業への従事

第×条 45歳以上の役員・社員をすべて、原子力発電所の廃炉作業、福島第一原子力発電所事故の収束作業を含む作業に最低1年間は従事させる。

第×条 第×条の作業は退職者にも要請する。

### ○提案の理由

福島第一原発の収束作業は現在も目途が立っていない。この**甚大な原発震災を招いた根源には、長年にわたる、地震、津波に対する経営陣の注意義務違反があったことが**、東電株主代表訴訟においても明らかにされている。1年も前から認識しつつ今年2月になって公表した汚染水問題は、事故後も変わらぬ我が社の隠蔽体質と放射能汚染の軽視として、国内外の不安と怒りを一層増大させた。我が社は心ある企業として刷新し、その姿勢を人々に示さなければならない。

そのため**45歳以上の役員・社員は福島第一原発事故の収束作業、徐々に始まる各原発の廃炉作業に最低1年間従事することを義務付ける**。ロボットでも対応できない高線量下の作業を、下請任せにしないだけでもその行為は評価されよう。

ただし社員・下請の区別なく、また男女を問わず、未来を育む30代までの若者に、決してそのような作業による高レベルの被ばくをさせてはならない。

## 第16号議案 定款一部変更の件（13）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第△章 福島原発事故原因の解明への協力

第×条 我が社は事故当事者として、福島第一原子力発電所の過酷事故に至る下記事実を精査し、事故原因究明の責を果たす。

- 1) 敷地高を超える津波を予測していた事実
- 2) その結果が原子炉にもたらす影響に対する警告と対策を怠った事実
- 3) 過酷事故が起これることを認識しながら、その現実を直視しなかった事実

第×条 前条の目的を達成するため、政府事故調査委員会等による聴取を受けた者は、調書の公開に同意するよう要請する。

### ○提案の理由

我が社は「原子力安全改革プラン」に基づき改革を進めている。原子力安全とは、原子力発電、再処理、使用済核燃料貯蔵等の原子力事業を安全に進めることだという。しかし我が社は4年前未曾有の原子力事故を起こし、史上初の原発震災を招いた。今最優先すべきは、事故の責任を取り、放射能放出を続ける事故を収束させ、被害者への賠償を速やかに行うことだ。

交通事故であれば、事故車が大破したから、事故を起こした運転手が別の車の運転を許される、などあり得ない。**まず自首し、事故原因の解明に全面協力し、その上で刑に服するものだ。**トップであった元役員らが率先してこれらを実践することなしに、安全文化も改革も育つわけがない。

想定を超える津波という当初の言い逃れは、時間と共に真実が暴かれつつあり、**既に2000年の時点で、敷地高を超える津波による冷却不能を自ら予測していたことが明らかになっている。**これ以上恥をさらしてはならない。

## 第17号議案 定款一部変更の件（14）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第△章 スマートメーターの設置

第×条 電力メーターのスマートメーターへの置き換えは電力消費者の選択とする。

第×条 電力消費者が希望しない場合は既存の電力メーターのままとする。

### ○提案の理由

**スマートメーターは電磁波汚染源になる可能性が指摘され、先に導入されているアメリカでは反対運動が起き、イタリアではスマートグリッドそのものの導入を全面的に禁止した。また火災や個人情報の漏洩等の問題も懸念される。**従来のメーターより高価で、設置工事費に加え通信経路のメンテナンスなど電気料金アップの要因になる。更にその保管、運送、取付工事、検針、独自通信回線網及び通信機器の設置や管理の諸々で、新たな利権の温床となる。

このように新メーターの導入は電力会社だけの問題ではなく、社会のあり方に直結する問題だ。しかし我が社は節電等のメリットだけを言い、「消費者の負担はない」といかにもお得と思ひ込ませ、導入を推し進めている。このように**問題の多いスマートメーターを強制的に導入していいのか。**米カリフォルニア州では電力各社は導入を拒否する権利を認めている。必要かどうかは消費者に選ばせるべきだ。

## 第18号議案 定款一部変更の件（15）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第△章 取締役会等の議事録の作成と公開

第×条 取締役会、執行役会など経営の方針を決定する会議は詳細な議事録を作成し、50年間保管する。

第×条 議事録は株主の求めに応じて閲覧・コピーを認める。

第×条 上記を担保するための事務処理を行う。

#### ○提案の理由

我が社は2011年3月、福島原発震災を発生させ、福島県民をはじめ世界中の人々に多大な被害を与えただけでなく、**株価暴落、無配当など株主にも多大な損害を与えた**。しかし、事故の直接の責任者である取締役は責任を取らず、優雅に転職をし、老後を享受している。「二度と事故を起こさない」という気持ちがあるならば、まずは事故の真相究明に協力すべきであろう。

勝俣元会長は国会で「津波高のことは聴いていない」と証言したが、「吉田調書」では、経費がかかる津波対策、地震対策はすべて予算も計上し、取締役に上げていた、と書かれている。どちらが正しいのか、調べようにも取締役会の議事録は非公開であり、他にも日曜会、朝会と呼ばれる取締役の会議があったというが、全て闇の中である。

**世界を放射能汚染し続け、国民の税金で生かされている我が社は、率先して事故の真相を白日の下にさらすために、隠蔽体質から脱却しなければならない。**

#### ◇第4号議案から第18号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、**いずれの議案にも反対**いたします。

会社法では、業務執行に関する事項については、合理的、機動的な事業運営を確保する観点から、取締役会の決定に委ねることを基本としております。ご提案の内容は、いずれも業務執行に関する事項であり定款で定めることは適當ではないと考えます。

なお、それぞれの議案につきまして、以下のとおり付言いたします。

#### <第4号議案及び第8号議案>

原子力発電は、国のエネルギー基本計画において「重要なベースロード電源」と位置づけられており、当社といたしましても、安全・品質の確保を大前提として、電力の安定供給を確保し、競争力を高めていくうえで重要な電源であると考えております。

このため、当社は、原子力安全改革プランのもと、さまざまな改革に取り組むとともに、柏崎刈羽原子力発電所において、新規制基準適合性審査への対応はもとより、さらなる安全性向上対策に努めております。

### ＜第5号議案＞

ご提案のような鉄道会社の業務運営に関連した規定は、そもそも当社の定款にはなじまないと考えます。

### ＜第6号議案＞

当社は、平成26年1月に国の認定を受けた新・総合特別事業計画に基づき、「責任と競争」の両立を基本として、平成28年4月を目途にホールディングカンパニー制へと移行することとし、第1号議案に記載のとおり、燃料・火力発電事業、送配電事業、小売電気事業を分社化することをご提案しております。

賠償・廃炉・復興推進等については、東京電力グループ全体として事故の責任を全うしていくため、分社化後は持株会社が責任をもってこれらの業務に取り組んでまいります。

### ＜第7号議案＞

当社は、株主のみなさまが議案についての十分な検討期間を確保できるよう、招集通知等の早期発送に努めておりますが、さらなる取り組みとして、本年からは招集通知等の発送前に当社ホームページ等に掲載することといたしました。

### ＜第9号議案＞

再生可能エネルギー発電による電気の電力系統への接続及び買取については、固定価格買取制度に基づき適切に対応しております。また、今後は、調整機能に優れた揚水発電所の活用なども検討し、再生可能エネルギーの利用拡大をはかってまいります。

### ＜第10号議案＞

発電所等の設置にあたっては、設備の重要性に応じた地形・地質調査や耐震性評価を行い、直下に活断層がないことや地表の揺れに対する設備の安全性等を確認しております。また、電力流通設備については、送電ルートの多様化等により設備損傷時におけるお客さまへの影響が最小となるよう努めております。

今後も、新たな知見を踏まえた耐震性評価や耐震補強を行うなど、地震に強い設備形成に取り組んでまいります。



### ＜第11号議案及び第12号議案＞

国のエネルギー基本計画においては、資源の有効利用等の観点から再処理等の原子燃料サイクルの推進を基本方針としており、日本原燃株式会社の六ヶ所再処理工場やリサイクル燃料貯蔵株式会社のむつ中間貯蔵施設の竣工をすすめると明記されております。

こうした国の方針を踏まえ、当社は、安全・品質の確保を大前提としたうえで両施設が早期に竣工できるよう、最大限協力してまいります。

### ＜第13号議案＞

当社は、「原子力損害の賠償に関する法律」に従い、原子力損害を賠償するための措置を講じております。また、この措置を上回る損害が発生した場合には、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に基づき、賠償に必要な資金の交付等が実施される制度が設けられております。

こうしたなか、ご提案のような「原子力損害賠償保険」は、保険金額等を踏まえると、現実的な内容ではないと考えます。

### ＜第14号議案＞

電気料金に関する情報は、ホームページ等を通じて適切に開示しており、発電方法別の費用については、電気事業会計規則に従い、電気事業営業費用明細表において開示しております。なお、小売全面自由化後においては、自由化された電気料金の内訳としてコストを開示することは、当社の競争上の地位や利益を害し、ひいては株主のみなさまの利益にも反するおそれがあるため、適切ではないと考えます。

### ＜第15号議案＞

福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全かつ着実な実施にあたっては、廃炉に必要な専門知識や経験を有する人材が対応することが重要であると考えます。このため当社は、原子力部門を中心に他部門の人材も活用しながら、社員の心身の健康に配慮しつつ技術の継承がはかれるよう要員の確保やより適切な人事ローテーションの実施に努めるとともに、専門的知見を有する外部人材の積極的な活用にも取り組んでおります。

### ＜第16号議案＞

当社は福島第一原子力発電所の事故に関する国等の調査に真摯に対応しており、その結果



はすでに各調査報告書等にて公表されております。なお、当社は、原子力発電の安全性の向上や廃炉作業の進展に役立てるため、事故の調査を継続し、その結果を適宜公表してまいります。

#### <第17号議案>

スマートメーターの設置にあたっては、国の指針等に基づき人体や電気機器類に影響を及ぼすことがないよう配慮しているほか、国際基準に準拠した高度なセキュリティ技術を採用しデータ漏えい等の防止をはかっております。また、スマートメーターの設置により、自動検針等が可能となり、業務の効率化や費用削減の効果があると考えております。

お客さまにも電気使用量の見える化等のメリットを実感いただくとともに、スマートメーターから得られたデータを活用し、使用形態に応じた多様な料金メニューの提供等に努めてまいります。

#### <第18号議案>

取締役会議事録については、会社法上、裁判所の許可を得て株主が閲覧・謄写を請求できることとなっており、この理由は、企業機密の漏えいを防止し、もって取締役会の審議の活性化をはかることにあるとされております。

ご提案の規定を定款に設けた場合、企業機密が漏えいするおそれや取締役会等における十分な審議を阻害するおそれがあり、ひいては株主のみなさまの利益にも反することになると考えております。

以 上

## 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

### 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットによる議決権行使をされる場合は、当社指定の議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスのうえ、議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議決権をご行使ください。ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止いたします。

また、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

なお、アクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となりますので、ご了承ください。

- (2) 議決権は平成27年6月24日（水曜日）午後5時20分までにご行使ください。
- (3) インターネットの利用環境によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
- (4) 不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使サイト上で「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いしております。
- (5) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによる行使を、インターネットにより複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

インターネットによる議決権行使システム等に関するお問い合わせ先  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

### 2. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

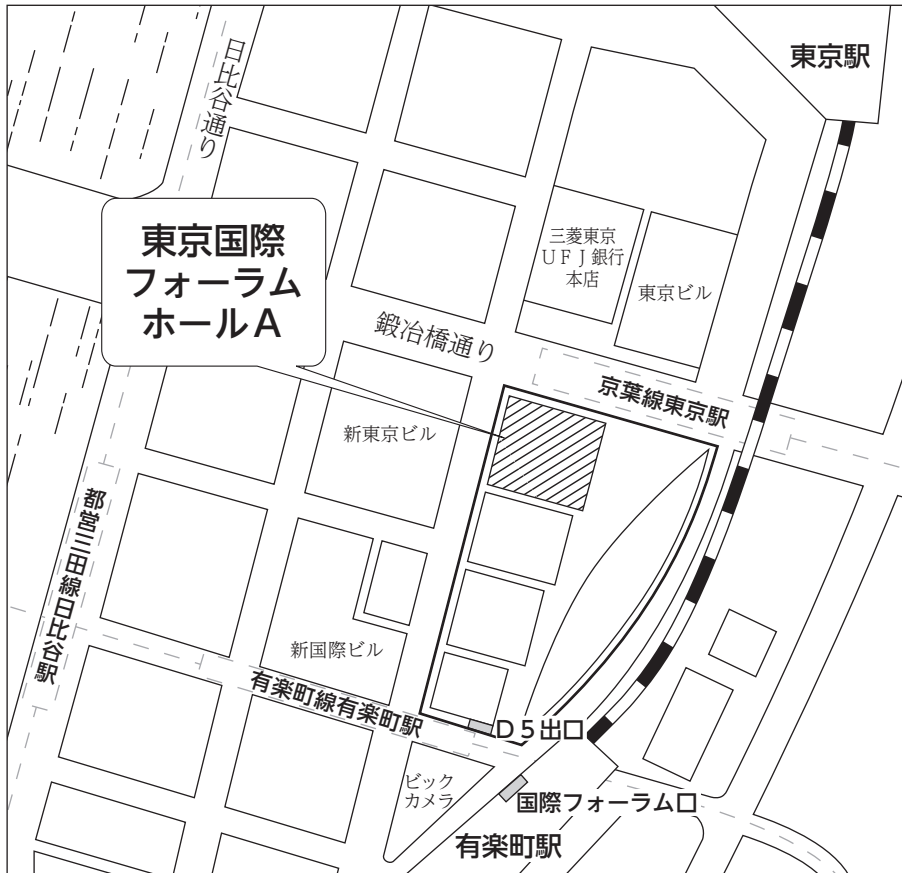
株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

以 上

－ メ モ －

## 株主総会会場ご案内図

**会 場** 東京国際フォーラム ホール A  
東京都千代田区丸の内三丁目5番1号



**最寄駅・J R** 有楽町駅（国際フォーラム口から徒歩3分）  
京葉線東京駅（京葉地下丸の内口改札から徒歩2分）  
・地下鉄 有楽町線有楽町駅（D5出口から徒歩3分）

**お願い**・株主総会当日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもって  
お越しください。  
・お車でのご来場はご遠慮願います。